

近畿地方整備局で経営事項審査を受審される大臣許可業者の皆様へ

【令和5年7月以降審査基準日適用】経営事項審査の変更

近畿地方整備局管内7府県（福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）のいずれかに主たる営業所を有する大臣許可業者の経営事項審査における変更について、以下の通りお知らせします。

変更箇所	経営事項審査の手引き該当ページ	変更内容
別表（四）業種別技術職員コード表	<手引き資料編> P資-3	令和5年7月1日以降が審査基準日となる経営事項審査の受審について、有資格区分コードの追加・変更